

第6次奥尻町発展計画（地方創生総合戦略・  
地域強靱化計画を含む）策定業務委託  
公募型プロポーザル方式の説明書

令和2年(2020年)9月  
奥尻町地域政策課

## 1 趣旨

この実施要領は、第6次奥尻町発展計画（地方創生総合戦略・地域強靱化計画を含む。以下同様。）策定業務を委託するにあたり、広く企画提案の提出を求め、業務の履行に最も適した受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

第6次奥尻町発展計画策定業務

### (2) 業務内容

別紙「第6次奥尻町発展計画策定業務委託仕様書」のとおりとします。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更することがあります。

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年(2021年)3月30日(金)まで

### (4) 予算額（委託金額の上限）

6,325,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

## 3 担当窓口

奥尻町地域政策課政策推進係

住 所：〒043-1498 北海道奥尻郡奥尻町字奥尻806番地

電 話：01397-2-3403

F A X：01397-2-3445

## 4 参加資格

次に掲げる資格条件を全て満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。
- (2) 奥尻町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成13年8月制定）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は当該申立てがなされなかった者とみなします。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者を言う。）に該当しないこと。
- (5) 北海道内に本社（本店）、支社（支店）または営業所を有すること。

## 5 審査概要

### (1) 名称

第6次奥尻町発展計画策定業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

## (2) 選考方式

公募型プロポーザル方式により企画提案書等の必要書類の提出を求め、総合的な審査・評価を行い、最優秀者及び次点者を各1者選考します。

なお、参加表明者が多数の場合は、企画提案書等の内容を事前審査（一次審査）し、プレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）の参加要請者を数社選考する場合があります。

## (3) プロポーザル選考委員会

受託候補者の選考は、奥尻町プロポーザル方式実施要綱（平成22年訓令第1号）第4条に規定する選考委員会（以下「選考委員会」という。）の評価に基づいて行います。

## (4) スケジュール（予定）

項 目	日 程
プロポーザル実施公告	令和2年(2020年) 9月 4日 (金)
参加表明・企画提案に関する質問書の提出期限	令和2年(2020年) 9月10日 (木)
質問に対する回答書の公表	令和2年(2020年) 9月14日 (月)
参加表明書の提出期限	令和2年(2020年) 9月17日 (木)
参加資格審査結果通知・企画提案書要請通知	令和2年(2020年) 9月18日 (金)
企画提案書等の提出期限	令和2年(2020年) 9月25日 (金)
一次審査（書類審査）	令和2年(2020年) 10月 1日 (木)
プレゼンテーションの参加要請通知	令和2年(2020年) 10月 5日 (月)
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和2年(2020年) 10月12日 (月)
審査結果通知	令和2年(2020年) 10月13日 (火)
業務委託契約の締結（随意契約）	令和2年(2020年) 10月中旬

## 6 失格要件

- (1) 提出書類がこの実施要領等の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類がこの実施要領等に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 審査の公平を害する行為又は信義に反する行為があった場合
- (5) 選考委員会委員又は担当窓口関係者に対し、この業務に関する助言を求めることや不正な接触を行った場合
- (6) その他この実施要領等に違反するなど選考委員会が不適格と認めた場合

## 7 参加表明書等の交付場所及び交付方法

参加表明書等のプロポーザルに参加するために必要な書類については、次のとおり交付します。

- (1) 交付場所 3の担当窓口（担当：武安）
- (2) 交付方法 担当窓口において直接入手するほか、奥尻町のホームページからダウンロードして入手することができます。

（奥尻町ホームページURL：<http://www.town.okushiri.lg.jp/>）

- (3) 交付期間 令和2年(2020年)9月4日（金）から令和2年(2020年)9月17日（木）まで  
※担当窓口での交付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで

## 8 質問書の提出手続等

### (1) 参加表明書及び企画提案書に関する質問の受付

質問は、「質問書（書面自由、A4版）」を作成し、電子メールにより担当窓口のメールアドレスに添付してください。持参、口頭及びFAXによる質問は受け付けません。（担当窓口のメールアドレスについてはこの要領には記載していませんので、別途、お問い合わせください。）質問書が添付された電子メールの受信を担当窓口で確認次第、受信したメールアドレス宛に受信した旨をお知らせします。

### (2) 質問書の提出期限

令和2年(2020年)9月10日(木)午後3時

### (3) 回答期限及び回答方法

質問に対する回答については、一括して質問回答書として取りまとめを行った上で、奥尻町ホームページに掲載します。

【質問書への回答予定：令和2年(2020年)9月14日(月) 午後3時】

## 9 参加表明書等の提出手続

参加表明書等は、次により提出してください。

### (1) 提出期限

令和2年(2020年)9月17日(木)まで

※受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで

### (2) 提出場所

3の担当窓口（担当：武安）

### (3) 提出方法

提出期間内に担当窓口へ直接持参又は郵送により提出してください。郵送による場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものとし、期日までに必着とします。

### (4) 提出書類及び提出部数

① 参加表明書（別記様式第1号）

② 会社概要（様式第2号）

③ 町税に滞納が無いことの証明書（奥尻町で課税されている場合のみ）

④ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について滞納が無いことの証明書

### (5) 参加資格審査結果の通知等

参加表明書等を提出した者に対しては、参加資格審査終了後、電子メール及び郵送にて書面で参加資格審査結果を通知します。また、参加資格を有する者に対しては、併せて、企画提案書等の提出を要請します。

なお、電子メールによる参加資格審査結果等の通知は、令和2年(2020年)9月18日(金)午後5時に通知(送信)する予定です。

### (6) 注意事項

① 上記(4)の参加表明書等を提出した者は、この説明書等の記載内容に同意したものとみなします。

② 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

③ 提出後、参加表明書等の再提出、修正等は一切認めません。

④ 参加表明者が1者の場合であっても、選考委員会を開催し、審査の結果、提案内容が仕様を

満たしていると認められる場合には、その参加表明者を相手方に契約交渉を行うものとします。

## 10 企画提案書等の提出手続

企画提案書等は、次により提出してください。

### (1) 提出期限

令和2年(2020年)9月25日(金)まで

※受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで

### (2) 提出場所

3の担当窓口(担当：武安)

### (3) 提出方法

① 提出期間内に担当窓口へ直接持参又は郵送により提出してください。郵送による場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものとし、期日までに必着とします。

また、提出書類の電子データを収録した光ディスク等の電子媒体を併せて提出してください。

② 担当窓口で提出書類の受領確認後、企画提案書等受領書を交付します。

### (4) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
企画提案提出書	1部
企画提案書(様式任意)	8部
見積書(様式任意)及び見積額積算内訳(様式任意)	8部
その他関係書類 ・定款 ・登記事項全部証明書 ・直近事業年度分の財務諸表(損益計算書及び貸借対当表) ・雇用保険加入を証明する書類 ・健康保険及び厚生年金保険加入を証明する書類 ※これらの書類は、令和元・2年度奥尻町競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は省略することができます。	8部

### (5) 企画提案書の作成

企画提案は、別紙「第6次奥尻町発展計画策定業務委託仕様書」の内容と次ページの「11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施 (1) 評価基準企画提案の優位性」の欄に定める評価事項の内容を踏まえた上で、参加表明者としての支援方法や独自提案等について、企画提案書を作成してください。

① 企画提案書は、A4縦用紙、片面印刷とします。

② 表紙には会社名を明記し、20ページ以内(表紙を含む)とします。

### (6) 企画提案書等の作成及び提出上の注意事項

① 企画提案書の記載内容を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ図(着色・彩色可)は使用できます。

② 電送及び電子媒体のみでの提出は受け付けません。

③ 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法

(平成4年法律第51号)に定める単位に限ります。

④ 提出後、企画提案書等の再提出、修正等は一切認めません。

## 11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリングの実施日は、令和2年(2020年)10月12日(月)を予定しています。出席者等の詳細については、別途通知します。

なお、参加表明者が多数の場合は、選考委員会において企画提案書等の内容を事前審査(一次審査)し、プレゼンテーション及びヒアリング(二次審査)の参加要請者を数社選考する場合があります。

### (1) 評価基準

評価項目	配点	評価事項
類似業務の実績	10点	企画提案内容を適正に執行するための経験、実績等が十分であるか。
業務執行の妥当性	10点	業務目的を理解し、業務の執行に必要な体制を確保しているか。
企画提案の優位性	30点	○本業務の目的、実施条件などについての的確に反映した提案内容となっているか。 ○調査分析について優れた手法を用いることができるか。 ○仕様書の記載内容に加えて独自提案がなされているか。
	40点	○奥尻町の特性、財政状況、課題等を踏まえた提案となっているか。 ○奥尻町が本業務を委託することによるメリットを明確に提案できているか。
見積額	10点	価格評価点=10点×(最低見積価格÷見積価格) ※小数点以下切り捨てにより算出

※審査は選考委員会委員の評価により5段階で行い、採点は上表の配点に次の率を乗じて算出します。

A評価	極めて優れている	配点×1.0
B評価	優れている	配点×0.8
C評価	普通	配点×0.5
D評価	やや劣っている	配点×0.3
E評価	劣っている	配点×0.1

### (2) 選考方法

選考委員会は、上記(1)の評価基準に基づき各委員が採点した結果を集計し、最も得点の高い提案者を最優秀者として1者、次点者を1者選考します。

### (3) 結果の公表及び通知

審査の結果は、奥尻町ホームページ等で公表するほか、企画提案書等を提出した全ての者に対して、電子メール及び郵送にて書面により通知します。

なお、結果の公表及び電子メールによる通知(送信)は、令和2年(2020年)10月13日(火)を予定しています。

### (4) プレゼンテーション及びヒアリングの際の留意事項

プレゼンテーションは、提出された企画提案書のみを用いた内容説明(拡大パネル又はパワ

ーポイント等を使用した拡大映像は可)とし、追加資料の提出や使用は一切認めません。

なお、拡大パネル、パワーポイント用のパソコン及びプロジェクターを使用する場合は、各自で用意してください。担当窓口ではスクリーンのみ準備します。

(一社当たりの持ち時間：40分程度(提案30分、質疑応答10分程度)

## 12 業務委託契約に関する事項

奥尻町は、選考委員会が選考した最優秀者を相手方として、見積書を徴取し、契約交渉を行うものとします。

ただし、最優秀者として選考された者が指名停止等により資格を失ったとき、協議が整わなかったとき、又は事故等により見積徴取が不可能となったときは、次点者を相手方として、見積書を徴取し、契約交渉を行うものとします。

## 13 その他の事項

- (1) プロポーザルの関連情報を入手するための照会は3の担当窓口とします。
- (2) 提出書類等の作成経費及び旅費等の必要経費は、プロポーザル参加者の負担とします。
- (3) 提出書類の著作権は、奥尻町に帰属することとします。ただし、奥尻町と随意契約を締結しなかった参加者が提出した書類の著作権については、提出者に帰属するものとします。
- (4) 参加表明書及び企画提案書等の提出書類は返却しません。
- (5) 審査の経緯及び結果についての異議申立は受け付けません。